

次期「彦根市子ども・若者プラン」策定に係る調査内容等

1 調査概要

次期「彦根市子ども・若者プラン(子どもの貧困対策計画)」策定のために

- (1) **彦根市におけるニーズ調査等**(以下、Aという。)を行う
- (2) **彦根市における子どもの貧困に関する調査**(実態調査および資源量調査。
以下、Bという。)を行う

2 調査方針等

- (1) 前回実施した調査(子ども・若者プラン:平成 25 年度実施、子どもの貧困対策計画:平成 28 年度実施)の調査内容等を基に実施
- (2) 「子ども・子育て支援事業計画」策定にかかるニーズ調査は国の指針等を基に実施

3 調査種類(1)次期「彦根市子ども・若者プラン」策定 **3種類**

- ア **「子ども・子育て支援事業計画」策定にかかるニーズ調査①(就学前児童)**
就学前児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施
- イ **「子ども・子育て支援事業計画」策定にかかるニーズ調査②(小学生 1 から 4 年生)**
小学生(1 年生から 4 年生まで)の児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施
- ウ **若者の意識調査**
18 歳(高校生除く)から 39 歳までの市民(若者)を対象にアンケート調査を実施

(2)次期「彦根市子どもの貧困対策計画」策定 **4種類**

- ア **子どもの生活に関するアンケート調査**
小学校 5 年生と中学校 2 年生の保護者を対象にアンケート調査を実施
- イ **子どもの生活に関する資源量アンケート調査・ヒアリング調査(資源量調査)**
市内の支援団体・行政機関・児童福祉施設を対象にアンケート調査を実施
⇒必要に応じてヒアリング調査を実施
- ウ **子どもへの支援に関するアンケート調査・ヒアリング調査(資源量調査)**
市内保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学を対象にアンケート調査を実施
⇒そのうち数校・数園に対してヒアリング調査を実施
- エ **子どもへのアンケート調査**
支援団体や生活困窮世帯対象の学習支援を受ける子どもを対象にアンケート調査を実施

4 調査票

(1)前回実施した調査(子ども・若者プラン:平成 25 年度実施、子どもの貧困対策計画:平成 28 年度実施)の調査票を基本に、追加質問事項等加えて調査票を作成 ※別案 参照

(2)調査項目数

ニーズ調査①(就学前)約 46、ニーズ調査②(小学生)約 37、若者約 26、
子どもの生活(小・中学生)約 36、子どもの生活資源量(支援団体等)約 12、
子どもへの支援(学校等)約 10、学習支援を受ける子ども約 14

(前回調査項目数:ニーズ調査①(就学前)約 46、ニーズ調査②(小学生)約 37、若者約 25、
子どもの生活(小・中学生)約 28、子どもの生活資源量(支援団体等)約 12、
子どもへの支援(学校等)約 10、学習支援を受ける子ども約 13)

5 調査対象数・調査数

ア 次期「彦根市子ども・若者プラン」作成

(ア)「子ども・子育て支援事業計画」策定にかかるニーズ調査

就学前の児童のいる世帯(全 5,995 人) : 2,000 件(抽出・33.36%)

小学生(1~4 年生)の児童のいる世帯(全 4,259 人) : 1,000 件(抽出・23.47%)

(イ)若者の意識調査

18 歳(高校生除く)~39 歳の若者(全 28,531 人) : 700 件(抽出・2.45%)

イ 次期「彦根市子どもの貧困対策計画」作成

(ア)子どもの生活に関するアンケート調査

小学校 5 年生と中学校 2 年生の保護者(全 2,051 人) : 2,051 件(悉皆・100%)

(イ)子どもの生活に関する資源量アンケート調査・ヒアリング調査(資源量調査)

市内支援団体・行政機関・児童福祉施設(全 16 団体) : 16 件(悉皆・100%)

⇒必要に応じてヒアリング調査

(ウ)子どもへの支援に関するアンケート調査・ヒアリング調査(資源量調査)

市内保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学(全 75 団体) : 75 件(悉皆・100%)

⇒そのうち数校・数園に対してヒアリング調査

(エ)子どもへのアンケート調査

支援団体や生活困窮世帯対象の学習支援を受ける子ども(全 52 人)

: 52 件(悉皆・100%)

6 調査実施時期(予定)

(1)アンケート調査 : 平成 30 年 11 月末~12 月

(2)ヒアリング調査 : 平成 30 年 12 月~平成 31 年 1 月頃

7 アンケート調査 配布・回収方法

(1)配布:郵送・回収:郵送

ニーズ調査①②(就学前・小学生)、若者意識調査、
子どもの生活資源量調査(支援団体等)、子どもへの支援調査(学校等)

(2)配布:学校で配布・回収:郵送

子どもの生活調査(小5・中2生)

(3)配布:機関団体等で配布・回収:機関団体等で回収

学習支援を受ける子ども調査

8 次年度(平成31年度)策定する次期計画の内容等(参考)

(1)次期「彦根市子ども・若者プラン」の概要

※現行の「彦根市子ども・若者プラン」および「彦根市子どもの貧困対策計画」の後継計画

①子ども・子育て支援法第61条規定「市町村子ども・子育て支援事業計画」 ②子ども・若者育成支援推進法第9条第2項規定「市町村子ども・若者支援計画」 ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条規定「子どもの貧困対策計画」 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条規定「母子家庭及び寡婦自立促進計画」 ⑤母子保健法に基づく「母子保健計画」 ⑥次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」

(2)計画期間 : 2020年度 ~ 2024年度 (5年間)

(3)その他 : 1冊にまとめて計画書を作成(策定)する予定